

権利関係②⑤ 相隣関係

○×式確認問題 【解答・解説】

- ✕ 袋地を譲り受けた者は、所有権移転の登記を経る前であっても、公路に出るために、その袋地の周りの土地を、どこでも自由に通行することができる。
周囲の土地の最も損害が少ないところを通行することができる
- ✕ 土地の分筆により袋地となった土地の所有者は、公路に出るため、その分筆後の残余地を通行する権利を有するが、その残余地が第三者に譲渡された後には、他の周りの土地についても通行することができる。
分筆により袋地になった場合は、残余地の所有者が変わっても、残余地しか通行できない
- ✕ 土地の所有者は、隣地との境界近くで建物を修繕する場合でも、隣人自身の承諾がない限り、隣地に立ち入ることはできない。
必要があれば、隣地に立ち入り使用することを請求できる。承諾が必要なのは、隣地の住家に立ち入るときである
- ✕ 隣地の竹木の根が境界線を越えて侵入している場合は、これを竹木の所有者に切り取るように請求することができるが、自分で切り取ることはできない。
隣地の竹木の根が侵入してきたときは、切り取るように請求する必要はなく、自分で切り取ることができる
- ✕ 隣地の竹木の枝が境界線を越えて侵入している場合は、これを竹木の所有者に切り取るように請求することができるが、自分で切り取ることはできない。
隣地の竹木の枝が侵入してきたときは、まず、竹木の所有者に切り取るように請求をするその後、相当の期間を経過しても切り取ってもらえないときに、自ら切り取ることができる
また、竹木の所有者が不明の場合や急迫の事情がある場合も、自ら切り取ることができる